

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：盛岡北部行政事務組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	-
任期の定めのない常勤職員以外の職員	317.89%
全職員	27.55%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	-
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	-

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	-
26～30年	-
21～25年	-
16～20年	-
11～15年	-
6～10年	-
1～5年	-

【説明欄】

<p>1. 全職員に係る情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「任期の定めのない常勤職員」は、該当する女性職員がいないため記載なし。</li> <li>・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」は、対象が女性職員4名、男性職員1名で構成されているため差が生じている。</li> <li>・「全職員」は、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」よりも相対的に給与水準の高い「任期の定めのない常勤職員」が男性職員のみで構成されているため差が生じている。</li> <li>・女性職員の1日及び週の勤務時間が短いことから、全職員で比較した場合に男女の差が大きくなっている。</li> <li>・扶養手当について、対象が世帯主となることの多い男性職員のみで構成されており、受給者に占める男性の割合は100%である。</li> </ul> <p>2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報</p> <p>(1) 役職段階別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当する女性職員がいないため記載なし。</li> </ul> <p>(2) 勤続年数別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当する女性職員がいないため記載なし。</li> </ul>
---

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。